（その１）

収支報告書

令和元 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　こくみんみんしゅとうおかやまけんだいよんくそうしぶ

1 政治団体の名称　国民民主党岡山県第４区総支部

2 主たる事務所の所在地　倉敷市白楽町４０９
センタービル4階　２号室

3 代表者の氏名　三宅　和広

4 会計責任者の氏名　大田　史人

事務担当者の氏名
津田　彩夏
（電話）　090-1183-4949
（電話）
（電話）

岡山県選挙管理委員会 受 -2.5.29 付 岡山第

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	三宅　和広
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（候補者等）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	9,100,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	9,100,000
支　出　総　額	6,073,170
翌年への繰越額	3,026,830

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	0	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
1	国民民主党	1,200,000	R1/7/22	東京都千代田区永田町１－１１－１	
2	国民民主党	2,000,000	R1/7/23	東京都千代田区永田町１－１１－１	
3	国民民主党	5,000,000	R1/7/24	東京都千代田区永田町１－１１－１	
4	国民民主党	900,000	R1/9/30	東京都千代田区永田町１－１１－１	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
	この頁の小計	9,100,000			

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
15					
	この頁の小計	0			
	合　　計	9,100,000			

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支 出 の 総 括 表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,455,104	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	1,310,073	0	
(4) 事務所費	1,521,985	0	
小計	4,287,162	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	252,377	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,533,631	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	1,533,631	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1,786,008	0	
合計	6,073,170		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	車両修理費	27,561	R1/7/12	イエローハット倉敷水島店	倉敷市連島町連島491-18	
2	事務所備品	187,800	R1/7/29	エディオンネットショップ	大阪市北区中之島2-3-33	
3	車両	296,000	R1/8/6	mmAmエムエムエーエム	岡山市北区西辛川649-8	
4	車両備品費	66,266	R1/8/12	イエローハット倉敷水島店	倉敷市連島町連島491-18	
5	事務所事務用備品	184,000	R1/8/14	エディオン倉敷南店	大阪市北区中之島2-3-33	
6	電気製品	33,404	R1/8/15	ビックカメラ.com	東京都豊島区高田3丁目23-23	
7	家具	43,042	R1/9/6	ニトリ倉敷店	倉敷市新田２９７７－１	
8	雑貨	17,323	R1/9/16	(株)ヤマダ電機倉敷神田店	倉敷市神田４－２－３２	
9	事務所什器	30,000	R1/10/3	特定非営利法人MOMO編集室	岡山市東区西大寺門前350	
10	車両修理費	73,000	R1/10/5	（株）ハヤシ	倉敷市加須山334-4	
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	958,396				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	351,677				
	合計	1,310,073				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	引越	76,680	R1/7/26	(株)サカイ引越センター	倉敷市連島町連島63-39	
2	事務所礼金等	489,728	R1/7/30	㈱イーリス(ｻｶｳｴﾉﾌﾞﾔｽ)	岡山市北区西古松250-106	
3	火災保険	20,000	R1/7/30	日本少額短期保険(NSSI)	大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 13F	
4	コピー機利用料	50,976	R1/9/9	㈲ハイパーリンク	岡山市南区西市108-3	
5	事務所家賃	144,487	R1/10/3	サンヨウカンキョウ㈱	岡山市北区下伊福上町8-20	
6	事務所エアコン設置	150,000	R1/10/3	（株）総眞設備 岡山支店	岡山市南区藤田651-18-1	
7	事務所看板等作成、設置	243,540	R1/10/8	株式会社ありsun工房	倉敷市老松町4丁目9-32	
8	事務所家賃	173,501	R1/11/7	サンヨウカンキョウ㈱	岡山市北区下伊福上町8-20	
9	コピー機利用料	11,564	R1/11/7	㈲ハイパーリンク	岡山市南区西市１０８－３	
10	コピー機利用料	14,581	R1/12/11	㈲ハイパーリンク	岡山市南区西市１０８－３	
11	事務所家賃	139,556	R1/12/16	サンヨウカンキョウ㈱	岡山市北区下伊福上町8-20	
12						
13						
14						
	この頁の小計	1,514,613				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	7,372				
	合計	1,521,985				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費、会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	飛行機	15,840	R1/7/1	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋１－５－２	
2	飛行機	15,990	R1/7/1	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋１－５－２	
3	新幹線	13,120	R1/9/1	西日本旅客鉄道(株)	大阪市北区芝田２－４－２４	
4	新幹線	13,860	R1/9/8	西日本旅客鉄道(株)	大阪市北区芝田２－４－２４	
5	新幹線	12,520	R1/9/9	九州旅客鉄道(株)	福岡市博多区博多駅前３－２５－２１	
6	新幹線	14,770	R1/10/22	西日本旅客鉄道(株)	大阪市北区芝田２－４－２４	
7	航空券代	33,780	R1/11/10	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋１－５－２	
8	茶菓子	18,110	R1/12/12	Bamboo Kitchen	倉敷市寿町3-3	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	137,990				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 旅費交通費、会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	114,387				
	合計	252,377				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項　目　別　区　分		４．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ビラ作成、封入、郵送料	747,728	R1/8/19	㈱コーセイカン	倉敷市下庄1126-6	
2	ビラポスティング	133,979	R1/9/9	ポスティング屋	倉敷市片島町１００５	
3	ビラ作成、ポスター印刷	651,924	R1/9/9	㈲佐藤印刷所	倉敷市林５６１	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	1,533,631				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		４．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	0				
	合計	1,533,631				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　29日

政治団体の名称　国民民主党岡山県第４区総支部

会計責任者の氏名　大田　　史人　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和　2　年　5　月　22日

国民民主党岡山県第４区総支部
代表　三宅　和広　殿

登録政治資金監査人　桑原　一　印
登録番号　第2832号
研修修了年月日　令和元年６月28日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党岡山県第４区総支部の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、この政治資金監査は、国民民主党岡山県第４区総支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると桑原一が判断したため、桑原一の事務所（岡山市東区西大寺松崎248-83）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細

令和2年11月24日
追加

書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

国民民主党岡山県第 4 区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党岡山県第 4 区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

令和2年11月24日
追加

政治資金監査報告書

令和２年５月２２日

国民民主党岡山県第４区総支部
代表　三宅　和広　殿

登録政治資金監査人　桑原一　㊞
登　録　番　号　第2832号
研修修了年月日　令和元年6月28日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党岡山県第４区総支部の令和２年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、国民民主党岡山県第４区総支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると桑原一が判断したため、桑原一登録政治資金監査人の事務所（岡山県岡山市東区西大寺松崎 248-83）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

令和2年11月24日
削除、

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

国民民主党岡山県第４区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党岡山県第４区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上

令和2年11月24日

削除